

## 島根県外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金(以下「補助金」という。)については、外国人介護人材を受入れ、介護職としての技能や利用者等とのコミュニケーション能力等の修得のために対象となる事業を実施する県内介護サービス事業者に対して、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日、医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号、厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、島根県内に施設又は事業所を有する介護保険法に規定する介護サービス事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が外国人介護人材を受け入れるために行う事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。

(1) 外国人介護職員とのコミュニケーション促進事業

- ①外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等と行うオンラインによる通話
- ②介護業務マニュアル(介護の手順、介護用語の統一化等)の作成
- ③介護業務マニュアルの翻訳
- ④多言語翻訳機の購入又はリース
- ⑤外国人介護職員の日本語学習(日本語講師による教育等)
- ⑥日本人介護職員の異文化理解に資する教育・研修の受講
- ⑦日本人介護職員の介護技能実習評価者養成講習の受講
- ⑧その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に必要と考えられる取組

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援事業

- ①教材の購入、外部講習等の受講、日本語講師による教育
- ②その他外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要と考えられる取組

2 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業等類似する他の公的補助を受けている場合は、補助事業の対象とはしない。

ただし、補助対象経費が他制度と重複しない場合は、補助事業の対象とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、自己又は自社の役員等が次の各号に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを島根県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は別表第3欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)又は中止をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ事業完了の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

（変更（中止）手続）

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更又は中止する場合には、変更（中止）承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

（補助金の概算払）

第7条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 この補助金の事業実績報告は、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、事業完了後の1ヶ月以内又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出して行うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 補助事業者は、交付対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、速やかに仕入委控除税額報告書（様式5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金を返還させるものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- （2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- （3）知事の承認を受けて、補助事業を中止したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

1 補助事業者	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
介護サービス事業者	①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧使用料及び賃借料 ⑨負担金 ⑩備品購入費 ⑪委託料 ⑫その他知事が必要と認める経費	300,000円 (1施設あたり)	補助対象経費 の実支出額と 補助基準額を 比較して低い 方の金額に2 /3を乗じて 得た額。